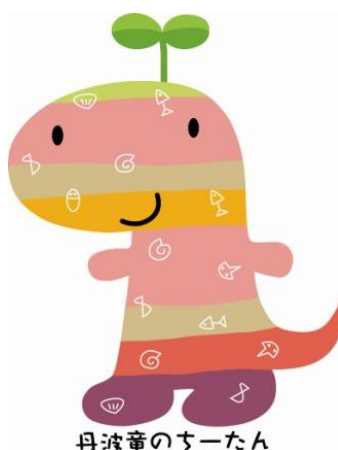


平成21年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率



平成22年9月



平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月に一部施行され、平成19年度決算から①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標及び公営企業会計に係る⑤資金不足比率が、自治体財政の健全化指標として、監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付した上で議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

平成20年度決算からは、同法が全面適用され、指標のうち一つでも、早期健全化基準を超えれば自主的な改善努力による財政健全化として「財政健全化計画」を策定し、議会の議決が必要となりました。

さらに財政再生基準に達するものが一つでもあれば、国の関与による確実な再生として「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に協議し同意を求めることとなります。

従来の普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となっているため、フロー指標（資金収支）とともにストック指標（資産、負債）についても健全性が強く求められ、財政運営においては、常に4指標等の健全性を維持することが優先されます。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	21年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.28	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.28	40.00
③実質公債費比率	15.5	25.0	35.0
④将来負担比率	111.7	350.0	

(備考) ①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」としています。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	21年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
下水道特別会計	—	20.0
地方卸売市場特別会計	—	20.0

(備考) 資金不足が生じていないため、「—」としています。

(3) 健全化判断比率・資金不足比率の概要（算定方法）及び分析

健全化判断比率の算定において、基本的な財政指標となる重要な数値として「標準財政規模」が用いられます。

この「標準財政規模」とは、地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す数値で、「標準税収入額※+普通地方交付税+地方譲与税等」で求められます。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさです。(※標準税収入額とは、基準財政収入額から地方譲与税等を除いた額を基準税率(75%)で除した額です。)

健全化判断比率の算定においては、臨時財政対策債発行可能額もこの標準財政規模に加えられています。

なお、健全化判断比率等の対象となる会計は次のとおりです。

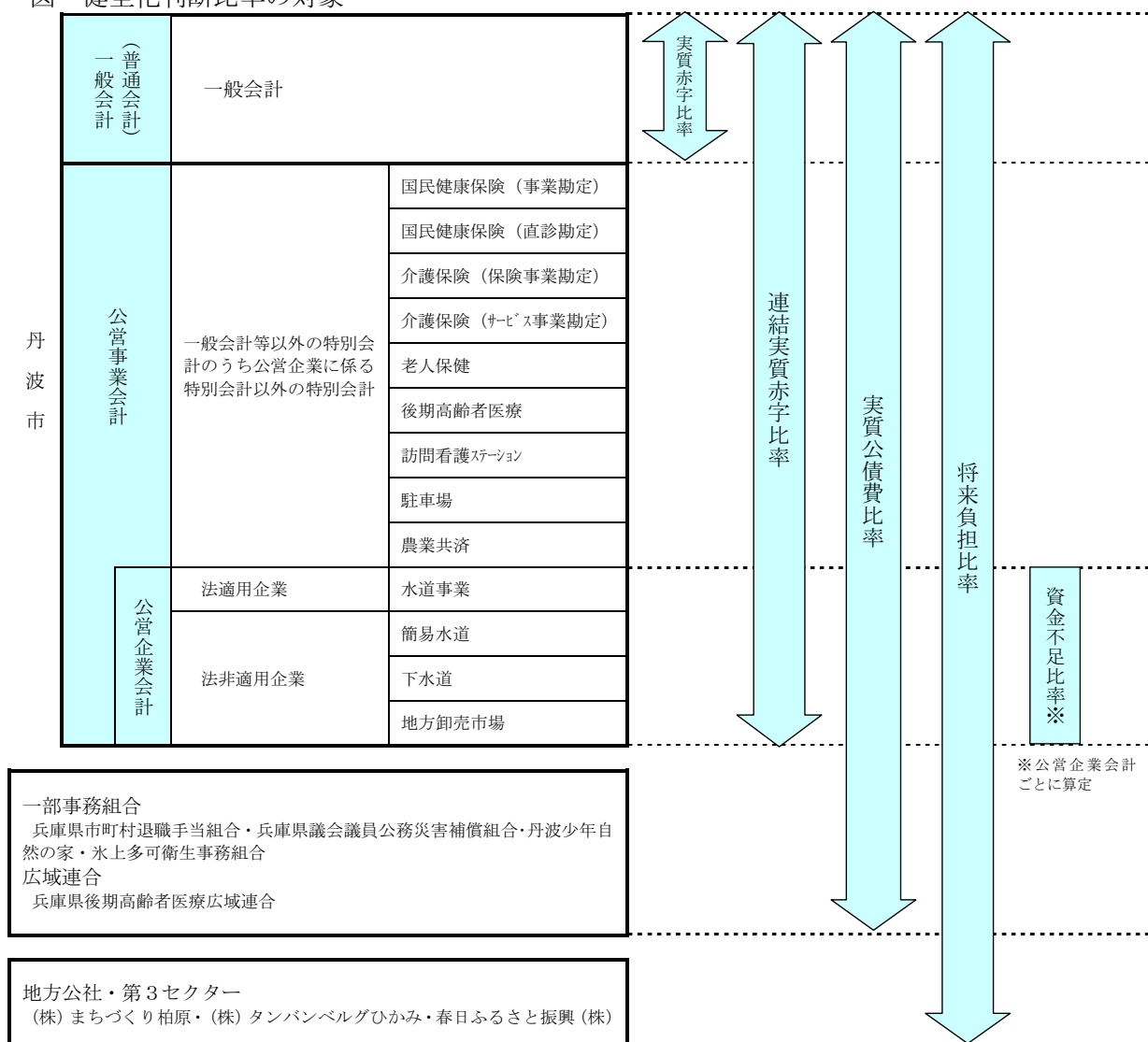
図 平成21年度標準財政規模

(単位：千円)

健全化判断比率算定に用いる標準財政規模

標準財政規模			+	臨時財政対策債 発行可能額
標準税収入額	普通交付税	地方譲与税等		1,429,062
9,028,315	11,426,188	464,271		
20,918,774				
22,347,836				

図 健全化判断比率の対象



①実質赤字比率

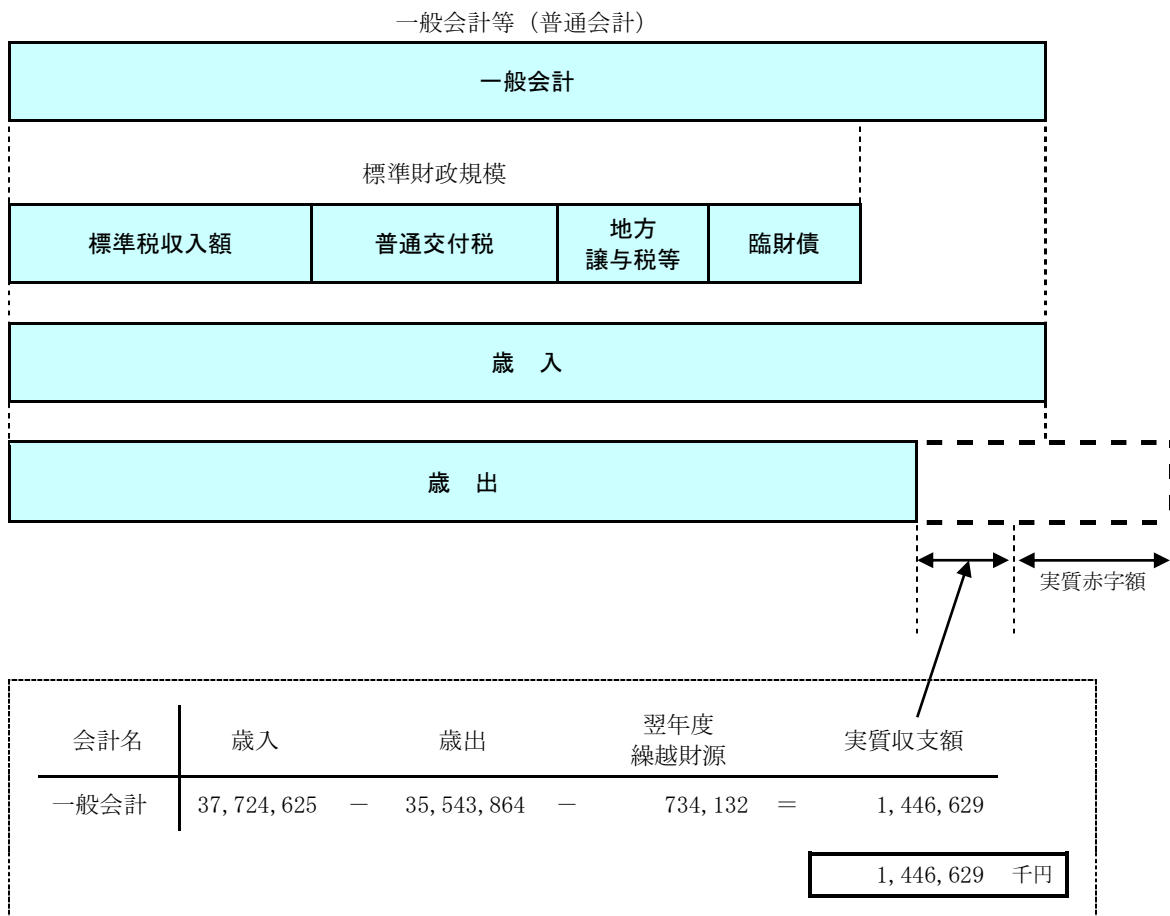
概要（算定方法）

一般会計等（普通会計）を対象とした実質収支（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）の標準財政規模に対する比率です。

丹波市の早期健全化基準は12.28%、財政再生基準は20.00%です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

図 実質赤字額



分析

一般会計等（普通会計）の実質赤字比率については、実質収支額（黒字額）を計上し、当該比率は該当しません。

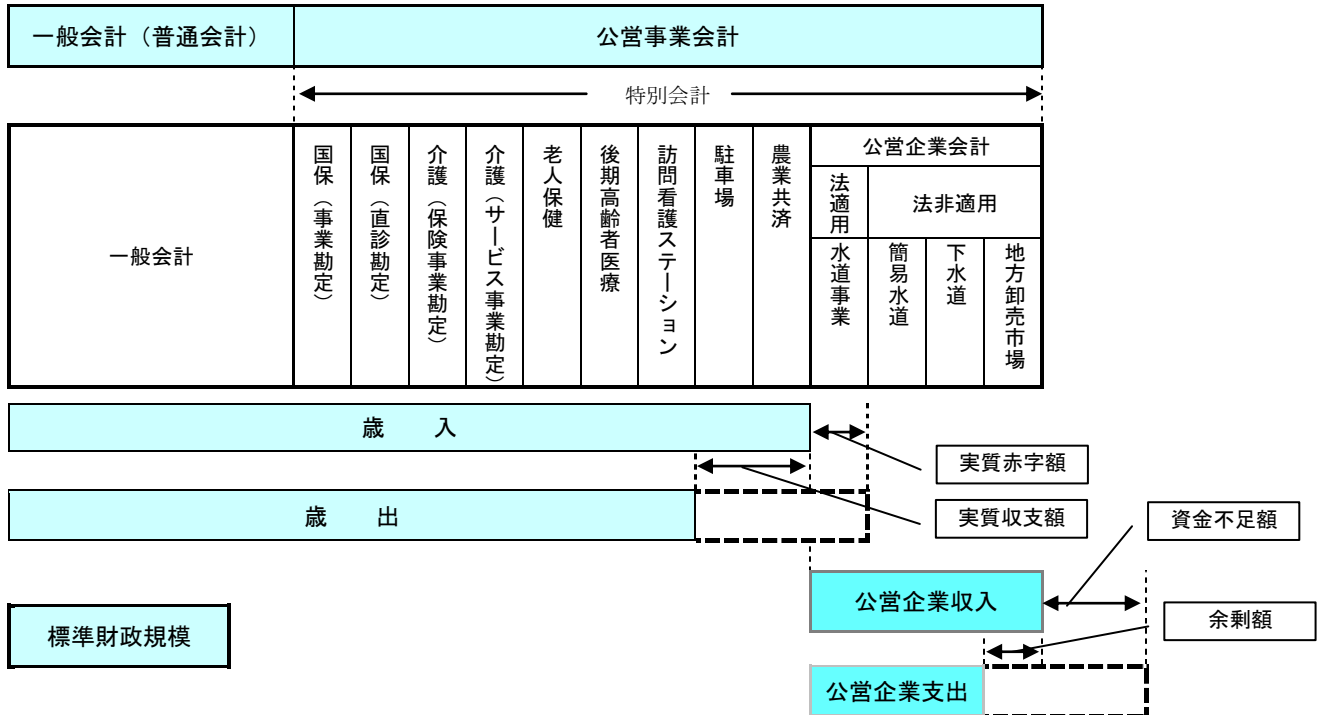
②連結実質赤字比率

概要（算定方法）

全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。
丹波市の早期健全化基準は17.28%、財政再生基準は40.00%です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

図 連結実質赤字比率



	歳入	歳出	翌年度 繰越財源	実質収支額
一般会計	37,724,625	35,543,864	734,132	1,446,629
国民健康保険（事業勘定）	7,613,802	6,995,316		618,486
国民健康保険（直診勘定）	229,338	219,043		10,295
介護保険（保険事業勘定）	5,083,926	4,950,080		133,846
介護保険（サ-ビス事業勘定）	67,006	64,562		2,444
老人保健	62,950	54,891		8,059
後期高齢者医療	719,282	706,174		13,108
訪問看護ステ-ション	26,223	23,807		2,416
駐車場	78,359	74,910		3,449
農業共済	219,361	208,749		10,612
簡易水道	442,313	299,865		142,448
下水道	4,630,808	4,579,191	6,600	45,017
地方卸売市場	3,618	2,894		724
水道事業	流動資産 3,359,227	流動負債 1,948,628		剰余額 1,410,599
	実質収支等の合計			3,848,132 千円

分析

一般会計と公営事業会計を含めた全会計を対象とした連結実質収支額（歳入歳出差引）の合計は、38億4,813万2千円と黒字及び剰余を計上しており、当該比率は該当しません。

③実質公債費比率 ----- 15.5%

概要（算定方法）

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の標準財政規模に対する比率の過去3カ年平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%です。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{A} + \text{B}) - (\text{C} + \text{D})}{\text{標準財政規模} - \text{D}}$$

図 実質公債費比率

●分子

元利償還金		19年度	20年度	21年度
A	元利償還金 (繰上償還額を除く)	4,826,827	4,826,694	4,771,959
	+			
準元利償還金		19年度	20年度	21年度
B	繰出金のうち、公営企業債償還に充てられたと認められるもの	2,570,738	2,741,121	2,775,176
	組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金	285,057	228,947	79,480
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	128,294	123,372	116,933
	一時借入金の利子	0	0	0
計		2,984,089	3,093,440	2,971,589

(単位：千円)

特定財源		19年度	20年度	21年度
C	元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	274,754	253,813	216,382
	+			
交付税措置額		19年度	20年度	21年度
D	元利償還金に係る交付税措置額	2,780,353	2,862,535	2,930,953
	準元利償還金に係る交付税措置額	2,042,622	2,041,164	1,931,936
	計	4,822,975	4,903,699	4,862,889

●分母

標準財政規模		19年度	20年度	21年度
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含める）		22,043,908	22,387,609	22,347,836

交付税措置額		19年度	20年度	21年度
D	元利償還金に係る交付税措置額	2,780,353	2,862,535	2,930,953
	準元利償還金に係る交付税措置額	2,042,622	2,041,164	1,931,936
	計	4,822,975	4,903,699	4,862,889

(単位：千円・%)

区分	19年度	20年度	21年度	3カ年平均
分子	2,713,187	2,762,622	2,664,277	
分母	17,220,933	17,483,910	17,484,947	
実質公債費比率	15.7	15.8	15.2	15.5

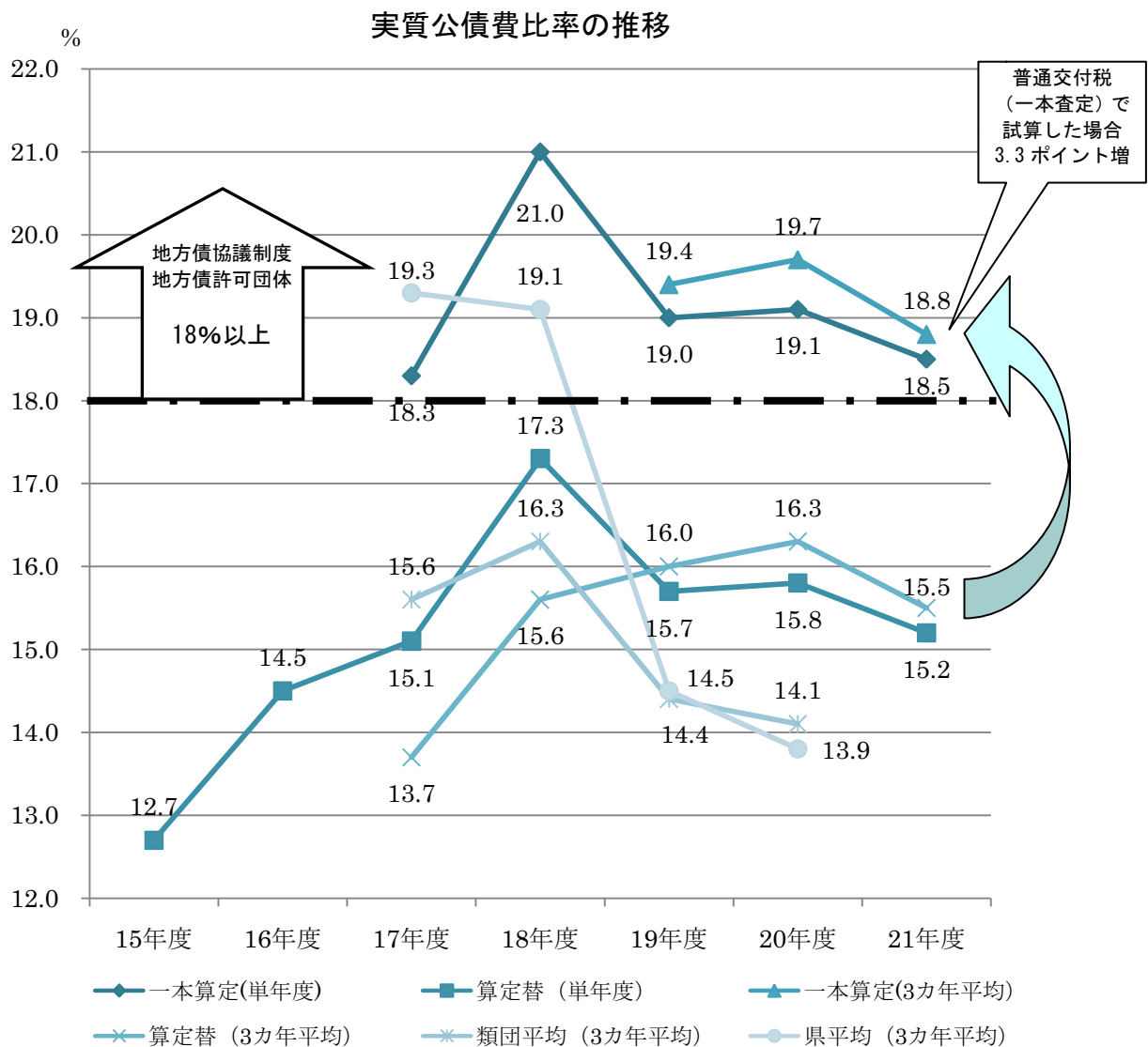
分析

平成17年度決算から起債制限比率に替わり、主要指標となった実質公債費比率（3カ年平均）については、15.5%となり前年度の16.3%と比較して0.8ポイント減少する結果となりました。地方債協議制度において、公債費適正化計画の策定を前提とした許可団体となる18%未満であり、現時点では水準内です。

なお、数値が減少した原因は、この指標が3カ年の平均値で算出するものであり、平成18年度の単年度数値が17.3%と平均値を引き上げていましたが、平成21年度算定より、平成19年度15.7%、平成20年度15.8%、平成21年度15.2%の3カ年平均値で算出するため減少して

います。

また、分母となる標準財政規模を普通交付税の一本算定(約△30億円)で試算すると18.8%となります。合併特例債等の市債発行額は今後も増加が見込まれており、繰上償還を実施し市債残高の推移や公債費の動向を十分に管理するとともに、特別会計にかかる公債費繰出額や公債費に準ずる債務負担行為等も管理を徹底し、実質公債費比率を抑制することが必要です。



：平成19年度の県・類団平均(3カ年平均)が平成18年度数値より減少しているのは、平成19年度決算から公債費に充当できる財源として都市計画税が算入することができるようになったためです。

④将来負担比率 ----- 111.7%

概要（算定方法）

一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
 早期健全化基準は350.0%です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - (\text{B} + \text{C} + \text{D})}{\text{標準財政規模} - \text{E}}$$

図 将来負担比率

●分子

（単位：千円）

将来負担額	
一般会計等（普通会計）の地方債現在高	39,882,680
債務負担行為に基づく支出予定額	661,944
公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	37,107,573
組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額	0
退職手当負担見込額	7,518,258
設立法人の負債等負担見込額	0
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字額にかかる負担見込額	0
計	85,170,455

B 充当可能基金	
地域振興基金、公営企業の基金を除く	9,410,909

+

C 特定財源見込額	
住宅使用料、住宅貸付資金等償還金、コミュニティプラント使用料	1,893,593

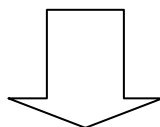
+

D 交付税措置見込額	
市債現在高に係る交付税措置額	54,318,759

●分母

標準財政規模	21年度
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含める）	22,347,836

E 交付税措置額		21年度
元利償還金に係る交付税措置額		2,930,953
準元利償還金に係る交付税措置額		1,931,936
計		4,862,889



（単位：千円・%）

分子	19,547,194
分母	17,484,947
将来負担比率	111.7

分析

将来負担比率は、111.7%となり現時点では、財政健全化基準以内です。

⑤資金不足比率

概要（算定方法）

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものです。早期健全化基準は20.0%です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ **資金の不足額**：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額

資金の不足額（法適用企業）

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした市債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額※

資金の不足額（法非適用企業）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした市債の現在高）－ 解消可能資金不足額※

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

・ **事業の規模**：料金収入など主たる営業活動から生じる収益に相当する額

事業の規模（法適用企業）

営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（単位：千円）

区 分	特別会計名	流動資産	流動負債	剰余額
法適用企業	水 道 事 業	3,359,227	1,948,628	1,410,599

区 分	特別会計名	歳 入	歳 出	翌年度繰越財源	剰余額
法非適用企業	簡 易 水 道	442,313	299,865		142,448
	下 水 道	4,630,808	4,579,191	6,600	45,017
	地方卸売市場	3,618	2,894		724

分析

公営企業会計（水道事業、簡易水道特別会計、下水道特別会計、地方卸売市場特別会計）について、上記のとおり剰余を計上しており、当該比率は該当しません。

(参考) 将来負担比率と総合的な累積収支の分析

市の財政状況を見るために、「赤字」、「貯金」、「借金」の3つの視点から見ていきます。

「赤字」、「貯金」は、現時点における「現金余剰」または「行政サービスの提供余力」、「総合的な累積収支」とでも呼ぶことができる視点に統合することができます。

この統合された比率を「基金額比率」という呼び名を設けて、年度末においてトータルとしてどの程度の現金を手元で持っているかということを見ることができます。この現金は、現時点での市が有している将来の行政サービスの提供のための余力と言えます。

また、歳出と歳入の差の収支は、過去のすべての歳出と歳入の差が、基金額と連結黒字(赤字)額の和ということになります。そのような意味で「総合的な累積収支」を見るための指標とも言えます。

$$\text{基金額比率} = \frac{\text{実態ベースの基金} + \text{連結黒字額}}{\text{標準財政規模}}$$

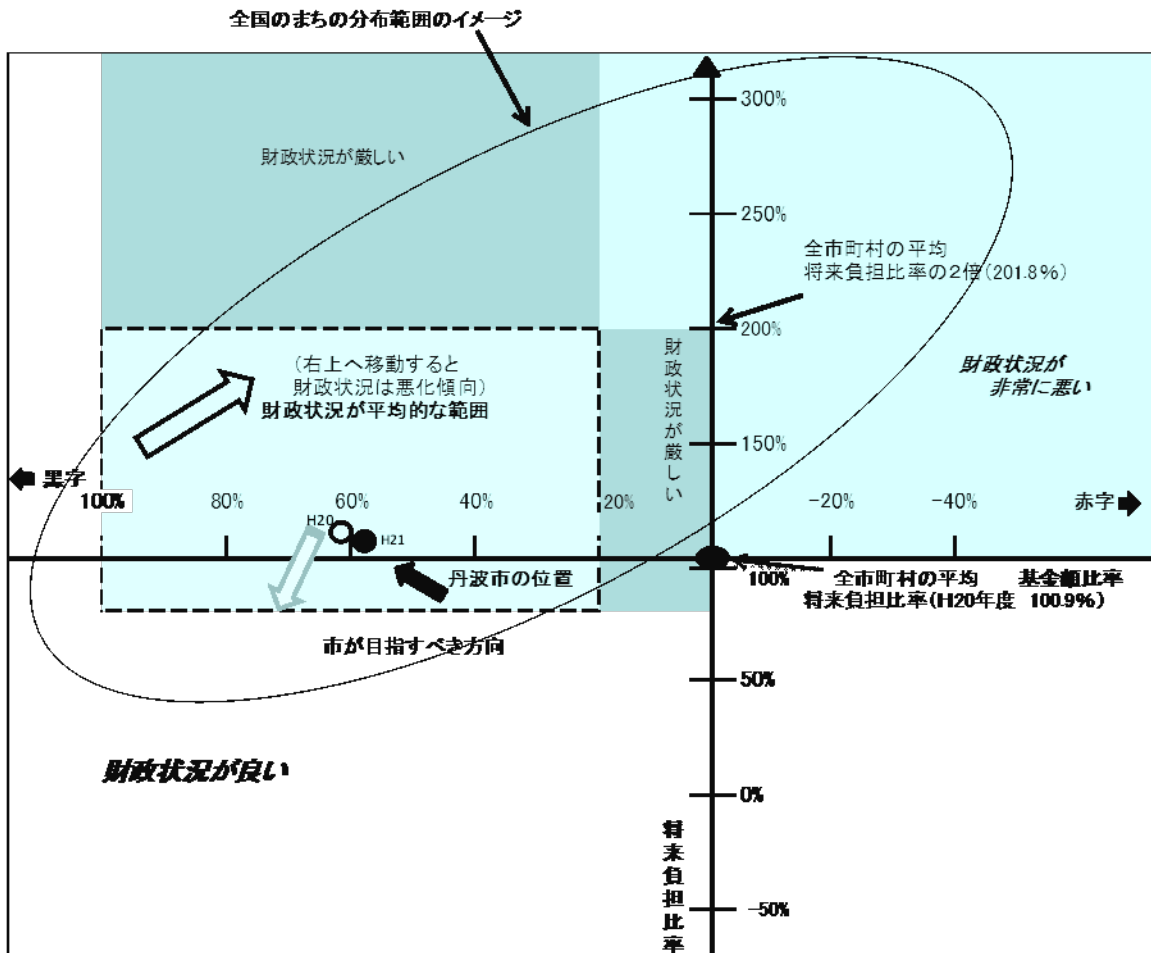
- ・ **実態ベースの基金額**：将来負担比率を算出する際に将来負担額から控除する基金額(公営企業等の基金、地域振興基金は除外します。)

(単位：千円)

区 分	20年度	21年度	増減 (H21-H20)
実態ベースの基金額①	10,028,083	9,413,630	△ 614,453
連結黒字額②	3,568,586	3,848,132	279,546
標準財政規模③	22,387,609	22,347,836	△ 39,773
基金額比率 = (①+②) / ③	60.7%	59.3%	△ 1.4%
将来負担比率	112.0%	111.7%	△ 0.3%

「赤字」、「貯金」を「基金額」という概念に統合し、あと「借金」の指標である「将来負担比率」との関係を見ることで財政状況を見ることとしたものが図「基金額比率と将来負担比率との関係」です。この図では、右上に位置づけられるほど財政状況が悪く、左下に位置づけられるほど財政状況が良いということになります。

図 基金額比率と将来負担比率との関係



※ 将来負担比率が全国平均の2倍未満、基金額比率が20%以上のエリアを「財政状況が平均的である」として位置づけた財政状況の早見表

(出典)「誰にでもわかる自治体財政指標の読み方」今井大志 著 (ぎょうせい)